

東京都立大山高等学校管理運営規程（定時制課程）

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立大山高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭等

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する主務教諭の職名は、主任教諭とする。

1 主任教諭

生徒の教諭をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の教員間における総合的な調整を行う。

2 主任養護教諭

生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の教員間における総合的な調整を行う。

3 主任栄養教諭

生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の教員間における総合的な調整を行う。

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務をつかさどり、経営企画室の所属職員を指揮監督する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、その一部を置かないことができる。

1 部

(1) 教務部、生活指導部、進路指導部、保健部を置く。

(2) 各部の所掌内容は次のとおりとする。

教務部は、教育課程の編成・実施等、教務に関する事項を所掌する。

生活指導部は、生活指導計画の立案・実施等、生活指導全般に関する事項を所掌する。

進路指導部は、進路指導全体計画の立案・実施等、進路指導に関する事項を所掌する。

保健部は、学校保健計画の企画・立案・実施等、保健に関する事項を所掌する。

(3) 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部と生活指導部が所掌する。

2 学 年

第二学年、第三学年及び第四学年を置く。

3 教 科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、外国語、情報、芸術、家庭、商業の各科を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 委員会

(1) 教育課程委員会、教科書選定委員会、給食運営委員会、施設委員会、入試選考委員会、学校安全衛生委員会、学校開放事業運営委員会、学校保健委員会（食物アレルギー対応委員会兼務）、防災教育推進委員会、学校いじめ対策委員会、特別支援教育委員会、図書館運営委員会を置く。

(2) 各委員会の所掌内容は次のとおりとする。

教育課程委員会は、教育課程の検討等に関する事項を所掌する。

教科書選定委員会は、教科書選定等に関する事項を所掌する。

給食運営委員会は、給食の安全衛生及び実施等に関する事項を所掌する。

施設委員会は、施設使用等に関する事項を所掌する。

入試選考委員会は、入学者選考に関する事項を所掌する。

学校安全衛生委員会は、学校安全衛生に関する事項を所掌する。

学校開放事業運営委員会は、学校の開放事業に関する事項を所掌する。

学校保健委員会は、学校保健及び食物アレルギーに関する事項を所掌する。

防災教育推進委員会、防災教育に関する事項を所掌する。

学校いじめ対策委員会は、いじめ防止およびいじめ対策に関する事項を所掌する。

特別支援教育委員会は、カウンセリング及び自立支援を所掌する。

図書館運営委員会は、図書館の運営を所掌する。

7 学校運営連絡協議会

8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

9 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目 的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭及び東京都公立学校の管理運営に関する規則第10の3に規定する主任で本校に置く主任とする。ただし、取り扱う事項の内容に応じて、校長が認めた場合は、他の担当者等が会議に参加できる。

3 開 催

定例会は、原則として月2回開催する。

4 招 集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員等も参加できる。

3 開催

必要に応じて、不定期に開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 分掌組織図

分掌組織図は別紙1のとおりとする。

第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第15 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効果的な運営を図る。

第16 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

- 付則 この規程は平成11年1月1日から施行する。
- 付則 この規程は平成13年6月22日から施行する。
- 付則 この規程は平成15年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成16年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成17年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成18年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成20年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成21年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成22年12月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成25年12月5日から施行する。
- 付則 この規定は平成26年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成26年5月30日から施行する。
- 付則 この規定は平成28年4月1日から施行する。
- 付則 この規定は平成29年4月1日から施行する。

付則 この規定は令和 3年4月1日から施行する。

付則 この規定は令和 8年4月1日から施行する。

別紙 1

